

## 神戸市街灯助成金交付要綱

平成3年4月1日 局長決定

平成30年9月1日 局長改正

令和3年4月1日 局長改正

令和4年4月1日 局長改正

### (目的)

第1条 この要綱は、夜間の道路交通の安全と防犯のため、私道に設置し、維持管理する街灯に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、街灯設置場所位置図とは、この要綱に基づき助成を受けようとする街灯の設置場所・位置を示した地図をいう。

### (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、私道に街灯を設置し、維持管理する地域団体（任意団体を含み、個人は除く。以下、「管理者」という）とする。

### (対象街灯)

第4条 補助事業の対象となる街灯は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 夜間の道路交通の安全と防犯のため、管理者が私道に設置し、維持管理するものであること。
- (2) 道路を照明するもので、独立柱のもの、又は電柱等に添架する街灯（防犯灯）であること。
- (3) 道路上に設置する添架広告街灯、又は営業用に供している街灯等（神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱に基づき経済観光局の補助金交付を受けている街灯を含む）以外のものであること。
- (4) 1基が20W蛍光灯以上、またはその相当品であること。
- (5) 神戸市の照明施設設置基準に概ね合致していること。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は、管理者が実施する街灯の設置及び管理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 1基あたりの電気料金及び電球代等の年間所要経費

ただし、当該年度4月から当該年度3月までの1年間を通して管理していることを条件とする。

(2) 灯具・支柱の新設又は取替に要する経費

(対象期間)

第6条 補助事業の対象期間は、管理者が実施する街灯の設置及び管理に要する経費のうち、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 1基あたりの電気料金及び電球代等の年間所要経費 当該年度4月1日～3月31日

(2) 灯具・支柱の新設又は取替に要する経費 前年度10月1日～当該年度9月30日

(助成金等の額)

第7条 助成金等の額は、予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

(1) 電気料金及び電球代等の年間所要経費 1基につき2,000円

(2) 灯具の新設又は取替に要する経費

① 公道と公道をつなぐ幅員が2.7m以上の私道の場合

1基につき所要経費の10分の10以内で20,000円を限度とする。

② ①以外の場合

1基につき所要経費の3分の2以内で14,000円を限度とする。

(3) 支柱の新設又は取替に要する経費

① 公道と公道をつなぐ幅員が2.7m以上の私道の場合

1基につき所要経費の10分の10以内で100,000円を限度とする。

② ①以外の場合

1基につき所要経費の2分の1以内で50,000円を限度とする。

(交付申請)

第8条 管理者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金等の交付を申請するときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「街灯助成金交付申請書」という）を、原則9月末日までに市

長に提出しなければならない。

(1) 管理者名，代表者名，代表者の住所，代表者の連絡先

(2) 助成金を申請する街灯の灯数及び内訳

2 前条の申請は，次に掲げる書類を添付して行う。

(1) 電気料金及び電球代等の年間所要経費の助成を申請する場合

① 領収書等の管理者による電気料金の支払いが確認できる書類

② 街灯設置場所位置図

(3) 灯具等および支柱の新設又は取替に要する経費の助成を申請する場合

① 請求書等の街灯設置工事の内容がわかる書類

② 領収書等の管理者による街灯設置工事の支払いが確認できる書類

③ 街灯設置場所位置図

(交付の決定)

第9条 市長は，前条の申請を受けたときは，関係者に意見を求め，これを審査し，助成金交付決定を行う。

2 補助金規則第6条により助成金等の交付決定を行うときは，市長は，次に掲げる事項を記載した書面（以下，「街灯助成金交付等決定通知書」という）により申請者に通知する。

(1) 決定金額

(2) 助成金の交付を受ける街灯の灯数及び内訳

3 助成金の交付を受けた街灯は，所在を明らかにするため，管理者は街灯助成プレートを貼付しなければならない。

(助成金等の支払)

第10条 助成金交付決定後，市長は速やかに助成金を管理者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は，補助金規則第19条により助成金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは，速やかに，その旨を次に掲げる事項を記載した書面（以下，「助成金等交付決定取消通知書」という）により当該管理者に通知する。

(1) 取消す決定金額

(2) 取消しの理由

2 市長は、前項の規定により助成金等の交付を取消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期限を定めて助成金等を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第6条第2項の規定は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までに灯具・支柱の新設又は取替に要した経費より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

## 神戸市街灯助成金交付要綱細目

第1条 この細目は、神戸市街灯助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第7条に規定する助成金のほか、灯具の新設にあたり必要となる電力会社への受託工事代および申請手数料について、次に掲げる額を限度に助成する。

①公道と公道をつなぐ幅員が2.7m以上の私道の場合

1 基につき所要経費の10分の10以内で10,000円を限度とする。

②①以外の場合

1 基につき所要経費の3分の2以内で6,666円を限度とする。

第3条 要綱第9条に規定する審査は建設局道路管理課が行う。

第4条 要綱に基づく申請書等申請に必要な書類の様式等は、建設局道路管理課長が定める。

附 則

（施行期日）

この細目は平成10年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この細目は平成14年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この細目は平成19年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この細目は平成20年9月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この細目は平成29年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この細目は平成30年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この細目は令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この細目は令和3年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この細目は令和4年4月1日から適用する。